

は じ め に

商業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査として通商産業省所管のもとに、昭和27年から実施され、全国の商店を漏れなく調査するいわば「商業の国勢調査」ともいうべきものであり、商店の分布状況や販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としております。

ここに公表する結果報告書は、昭和63年調査の本県分を独自に集計し、若干の分析を加えて、早期に各方面の利用に供するため、国に先立って県が編集したものです。

この報告書が本県の商業の実態把握はもとより、商業の振興・流通機構の整備等行政施策上の基礎資料として、あるいは商店経営、その他各方面の研究資料として広く利用され役立つことができれば幸いと存じます。

なお、この調査の実施に当たり、格別の御協力を頂きました商店の方々や統計調査員並びに市町村の関係者各位に厚く御礼申し上げますとともに今後とも一層の御協力を賜わりますようお願いいたします。

平成元年3月

奈良県企画部長
木岡源次

目 次

調査のしくみ及び利用上の注意	1
I 調査結果の概要	4
II 産業別統計表	22
1-1 累年比較表 (全商店)	23
1-2 " (卸売業)	23
1-3 " (小売業)	23
2-1 産業小分類別の商店数累年比較	24
2-2 " の従業者数累年比較	25
2-3 " の年間商品販売額累年比較	26
3 産業小分類別、従業者規模別の商店数、従業者数、年間商品販売額	27
4 産業小分類別、開設年区分別の商店数	35
5 産業細分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額など	36
6 産業小分類別、販売方法別の商店数、年間商品販売額とその構成比 (法人)	40
7 産業小分類別、仕入先別の商店数、販売額構成比 (法人)	41
8 産業小分類別、仕入先・販売先別の商店数、販売額構成比 (法人の卸売業)	42
9 産業小分類別、小売業の営業形態別、商店数、年間商品販売額	43
10 産業小分類別、単位当たりの従業者数、年間商品販売額、売場面積	45
III 市町村別統計表	46
11-1 市町村別、業種別の商店数	47
11-2 " 業種別の従業者数	48
11-3 " 業種別の年間商品販売額	49
12 市町村別、産業小分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額など	50

調査のしくみ及び利用上の注意

1 商業統計調査の説明

(1) 調査の目的

全国の商店をもれなく調査して、商店数、従業者数、年間商品販売額を業種別、規模別、地域別に把握し、商業活動の実態を明らかにするものである。

(2) 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)による。

(3) 調査の期日

昭和63年6月1日現在

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類I-卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち飲食店を除く事業所を対象とする。

ただし、次に掲げるものは除かれている。

ア 国に属する事業所

イ 営業の場所が一定しないもの、又は固定設備がない事業所。(露店、屋台等)

ウ 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内等有料の施設内に設けられている事業所。

エ 調査期間前引き続き3ヶ月以上休業している事業所。

オ 開店準備中、清算中で調査日に従業者(個人事業主を含む)がいない事業所。

(5) 調査の単位

商業を営んでいる場所ごとに、その商店を調査単位とする。したがって、同じ会社同じ人の経営でも本店、支店ごとに調査の対象となる。

(6) 調査の種類

甲調査 ……法人組織の商店(飲食店を除く)

乙調査 ……個人組織の商店(飲食店を除く)

(7) 調査の系統

調査は、通商産業大臣-県知事-市町村長-調査員-申告義務者(事業所)の経路で行った。

指導員

2 用語の説明

(1) 商店

原則として、商品を購入して販売する事業所(同一企業内の他の事業所との間で商品を仕入れ、又は出荷する事業所もふくむ。)であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ア 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
- イ 産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所。
- ウ 業務用に主として使用される商品で事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農機具を除く）、建築材料などを販売するもの。
- エ 鉱工業会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所。
- オ 他人又は他の事業所のため商品の売買の代理行為を行い、又は、仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

(3) 小売業

主として個人用又は家庭消費のために商品を販売する事業所及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所をいう。なお、次の業務を行うものは小売業に分類される。

- ア 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。
- イ 製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業。
- ウ ガソリンステーション

(4) 従業者数

昭和63年6月1日現在で、主としてこの商店の業務に従事している者をいい、会社・団体の有給役員、個人事業主及び家族従業者、常時雇用従業者をいう。

(5) 年間商品販売額

昭和62年6月1日から昭和63年5月31日までの1年間に販売した有体商品の総額。

(6) 修理料・サービス料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合の収入額をいう。

(7) 仲立手数料

他人又は他の事業者のために仲立人としての商品売買のあっせんを行って、その仲立行為から得た手数料収入額をいう。

(8) 商品手持額

昭和63年6月1日現在で、商店が販売の目的で保有しているすべての手持商品の総額で、製造問屋、製造小売業で所有している現材料及び半製品も含んでいる。

(9) 売場面積

商品を販売するために使用する売場の延床面積をいい、小売業が調査対象となっている。ただし、小売業のうち牛乳小売業、新聞小売業、疊小売業、自動車小売業及びガソリンステーションは除く。

(10) 分類用語の説明

ア 百貨店

衣・食・住にわたる商品を小売していて従業者数50人以上の事業所。ただし、衣・食・住の販売額のいずれかが70%を越える場合、あるいはいずれかが10%未満の場合を除く。

イ その他の各種商品小売業

衣・食・住にわたる商品を小売していて、そのいずれも総販売額の50%に満たない事業所で、従業者数50人未満の事業所。

ウ 各種食料品小売業

飲食料品小売業の小分類（3ケタ分類）のうち、3種類以上にわたる商品を小売し、そのいずれもが総販売額の50%に満たない事業所。

3 統計表上の注意

(1) この報告書は、主要調査項目について県が集計したもので、後日通商産業省が公表する確定した数値と若干相違する場合がある。

(2) 記号については、次のとおりである。

この統計表中「-」は皆無又は該当のないものを表し、「x」は1又は2の商店に関する数値であるため、秘密保持上秘匿したもので、秘匿された数値は合計額に含めるか若しくは最寄りの欄の（ ）印つきの数値に合算してある。